

2021年1月17日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 負債が支払能力を超えた場合について
- 法人化をするということについて

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol.82



エバー総合法律事務所

負債が支払能力を超えた場合について

1 年始早々の話題としてはあまりふさわしくないかもしれませんが、コロナ禍の中、収入が減り様々な支払いのために生活を維持できなくなった場合の対処方法を考えてみたいと思います。

これまで個人向けでは、個人再生 (Vol.50)、個人破産 (Vol.67)、事業者向けでは債務整理 (Vol.5)、再生手続 (Vol.15)、事業者破産 (Vol.38)、特定調停 (Vol.55)、事業廃業 (Vol.64) と各制度の紹介をしてみました (バックナンバーはホームページに掲載していますので関心がある方はご覧ください)。今回は、改めて支払困難な事態に陥った場合に、どのような方法を選択したらよいのか、その目安などについてまとめてみたいと思います。

2 方法の概要について

支払困難になった場合、まず第1弾として、債権者との話し合い・交渉が基本的な方法です。債権者が多数の場合には任意整理という方法もあります。しかし、交渉に応じないなど、当事者間での話し合いが難しい場合には、民事調停手続や特定調停手続という裁判所での話し合いの方法 (調停手続) があります。話し合いではありませんが、調停手続中は競売手続や強制執行手続を一時的に停止できる余地があります。

しかし、話し合いが物別れに終われば、より法的効果の強い制度を利用するしかありません。個人として利用できる制度としては民事再生手続 (以下「再生手続」と略します) と破産手続があります。これらの制度も簡易なものから大規模なものまで制度が分かれます。各制度の詳細についてはバックナンバーをご覧ください。個人の場合は、株式会社などの法人組織とは異なり消滅することはありませんので、結果的にはどちらもやり直しを目的とします。

再生手続は、支払余力から弁済しなければならない金額を計算し、数年に分けて支払えば残額は支払免除とする制度です。一方、破産手続は、手元に置くことを許された財産以外はすべてあきらめ、資産価値あるものは換価し、債権者に配当し、そのうえで、免責という支払

除の許可を受けることを目的とする制度です。

再生手続では、全債権者の過半数の債権者の同意が必要ですが (制度によって若干同意の必要数が異なります)、破産手続の場合には、債権者の同意を得る必要はありません。

3 方法の選択について

調停手続も含めてこれらの手段の選択については各制度を紹介する際にも若干触れてきたと思いますが、負債の額や、連帯保証人がいるか、資産としてどのようなものを持っているか、守りたいものはあるか (自宅) など、いくつかの要素によって決定をします。

問題点のあるケースを例として掲げてみます。

例えば、連帯保証人がいる場合には、主債務者が再生手続や破産手続をしても連帯保証人は全額の請求がされます。そのため、連帯保証人に迷惑をかけられない場合には調停手続などの措置で分割弁済や弁済額の減少などを求める方法がメインになります (交渉や任意整理も同じ)。

また、破産手続を受けると失ってしまう公的資格を有している場合などは、破産手続は回避せざるを得ません。加えて、担保がついている自宅だけは守りたいという場合には、担保権者との協定を結び、そのほかの債権者には債権カットを求める再生手続が有用であるといえます。

守りたいものもなく、仕事にも影響を受けず、連帯保証人もいないのであれば、破産手続がもっとも簡便であるといえます。しかし、この場合は免責許可を受けるのが目的なので、借りたお金で賭博や浪費をしたり、人をだまして借り入れたなどの場合は免責許可を受けられませんので、再生手続を選択すべきということになります。

4 最後に

今回は制度の詳細ではなく、制度選択の大まかな方向性として述べてみました。それぞれの制度に簡易な手続もあり、また裁判所に収める予納金などの関係もあるので、最適な方法の選択については弁護士にご相談ください。

無料相談会のご案内

2021年1月20日水曜日、1月26日火曜日、2月2日火曜日、2月10日水曜日のいずれも午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

法人化をすることについて

1 事業は個人でもできますので必ずしも法人化は必要ありません。税務署に開業届を提出すれば開始できます。しかし、事業も軌道に乗り収益が増えていくと、税金面や事業規模の拡大の点で法人化を検討する必要があります。コロナ禍の中、事業化が困難になったり収益を挙げることが難しい方もおられると思いますが、今後の事業展開も含め、個人事業主の方も検討する機会にもなると思いましたので、法人化のメリット・デメリットも含めて記載してみます。

2 法人化する意味（メリット・デメリットも含めて）

(1) 法人化の意味は、個人とは違う法人格（法律で認められた法的な存在）を作る点にあります。通常、法人化する点のポイントとして①節税、②信用が挙げられ、以下後述するように専らこの①、②を意識して論じられます。しかし、自分とは別の法人格を作るということは、自分が亡くなっても組織として存続し、事業は継続することになります。個人事業でも家族営業など承継することは可能ですが、法人化していたほうが、法律上も、税務上も事業承継はスムーズに行われます。個人の場合は相続で争いが起きると事業承継にも支障が生じる場合があります。そのため法人化する場合は個人と会社（法人）の資産や権利関係を明確に区別しなければなりません。このことをきちんと認識しておく必要があります。その上で法人化のメリット・デメリットについて述べたいと思います。

(2) 節税について

ある程度の所得（売上収入から経費を控除したものです）になると、法人化した方が税務上のメリットがあると言われる。税理士さんに相談したりご自分で計算されることをお勧めしますが、所得が概ね800万円から1000万円程度が目安と言われています（600万円から800万円という方もいます）。

どうしてこうなるかと言いますと、住民税、事業税はどちらもかかってきますが、個人事業の場合には、所得に対する税金については所得税（消費税については省略します）、法人の場合は法人税になります。所得税については所得の増加に伴って税率が累進的に増えますが、法人税は税

率が低く抑えられています。この点が法人化の大きなメリットとされています。また、赤字の繰越について、個人での青色申告の3年に対し、法人の場合には9年と長い期間が可能です。その他経営者への給与や保険料などが経費として認められるなどがメリットといえます。

これに対してデメリットは、個人の確定申告に比べて、複雑な法人決算書の作成と申告が必要で税理士に依頼するなどが必要で、税務費用を考慮する必要があります。また、住民税については、個人事業と異なり赤字でも均等割りで7万円を要するなどの点もあります。加えて、社会保険については法人の場合、代表者一人でも保険料の支払が必要になります。そして、そもそも法人化のためには定款を作成したり登記が必要になるのでその初期費用を見込む必要があります。ですから、金銭的な点では、初期費用、その後のランニングコストなども含めてトータルで考える必要があります。

(3) 信用について

税務的な点やコスト面からは上記のとおりなのですが、法人化するという意味は、それだけではありません。法人化ということは個人事業の場合と違って信用を得るということに繋がります。株式会社の資本金は1円から可能ですが、資本金が1000万円、あるいは5000万円となれば、やはり5000万円という会社はそれなりに資金力があると考えられやすいといえます。また、金融機関から融資を受けたり、また従業員を募集するうえでも法人化していた方が有利に働くと言われており、なんとなく法人の方が信用を得られやすいというイメージはあると思います。事業内容によっては法人としての継続性や資金力などの信用が必要とされ個人では難しい場合もあります。

3 最後に

このように法人化は税務上の点が大きく取り上げられますが、事業として継続的に、また事業規模を拡大していくなどの点から、法人化を考えることもよいかと思います。事業を開始しようとする方は参考にしてください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

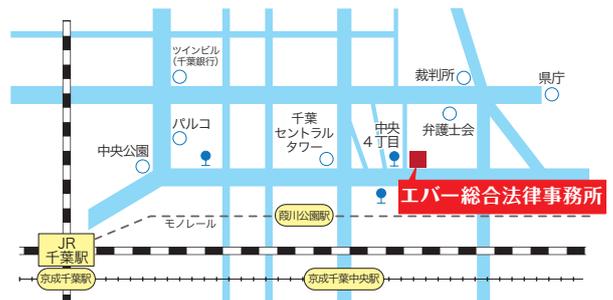
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。